

総合自動車保険

要事項説明

◆この「重要事項説明書|では、「総合自動車保険|に関する重要事項(「契約概要|「注意喚起情報|等)についてご説明しています。 ご契約前に必ず内容をご確認ください。 契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットしている場合)が異なる場合 には、この書面に記載の事項を、記名被保険者・車両所有者の方に必ずご説明ください。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり」または 「総合自動車保険普通保険約款・特約」をご参照ください。

マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解 いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益 となる可能性のある事項、特にご注意 いただきたい事項

しおり

このマークがある項目の詳細については、「ご契約のしおり」に記載されています。 「ご契約のしおり」は弊社Webサイトに掲載しております。なお、冊子をご希望の場合 にはSBI損保サポートデスクまでご連絡ください。

用語のご説明(五十音順)

その他用語については「総合自動車保険普通保険約款・特約」をご参照ください。

記名被保険者

契約自動車を主に運転する方(法人の場合は、その法人)で、保険証券等の「記名被保険者」欄に記載されて いる被保険者をいいます。

契約者

保険契約の締結や保険料のお支払い等、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方(法人の場合

は、その法人)で、保険証券等の「保険契約者」欄に記載されている契約の当事者をいいます。 保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険証券等の「契約自動車」欄に登録番号等が記載され

契約自動車

ている自動車をいいます。

前契約

今回ご加入のご契約の保険始期日から過去13か月以内に加入していた直前のご契約で、記名被保険者(※1) および契約自動車(※2)を同一とするご契約をいいます。

※1 配偶者、同居の親族が記名被保険者であるご契約を含みます。 ※2 車両入替が可能なお車へ変更された場合を含みます。

同居の親族

同居されている親族の方をいいます。「同居」とは、同一家屋内に居住していることです。「親族」とは6親等 内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

配偶者

法律上の配偶者のほか、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、戸籍上の性別 が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(※)をいいます。

※ 性別が同一である方の場合、所定の資料により確認させていただきますので、SBI損保サポートデスクまでご連絡ください。

被保険者

保険の補償の対象となる方をいいます。補償の種類や特約によって被保険者が異なる場合があります。

保険金

保険事故により損害または傷害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払うお金をいいます。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、契約者が保険会社に払い込むお金をいいます。

未婚の子

これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。 *独身であっても婚姻歴のある方は含みません。

各種お問い合わせ先

■ご契約に関するご質問・ご連絡等

[SBI損保サポートデスク]

ご新規のお客さま

お見積り・ご契約手続き・資料請求

@ 0800-8888-581

ご契約内容の変更・訂正・解約

(21) 0800-8888-831

ご継続のお手続きについて

6 0800-8888-832

操作方法・その他お問い合わせ

622 0800-8888-834

受付時間 9:00~18:00 ※12/31~1/3を除きます。

■事故・故障のご連絡・ロードサービス

[SBI損保安心ホットライン]

(25) 0800-2222-581

受付時間 24時間365日

■ IP電話などで上記フリーコールが繋がらない場合は、 恐れ入りますが下記の番号へお掛けください。

0570-550-627(有料)

「SBI損保安心ロードサービス」は弊社の提携会社がご提供いたします。

■弊社へのご相談・苦情

[お客様相談室] (222) 0800-8888-836

受付時間 平日9:00~17:00 ※土・日・祝日、12/31~1/3を除きます。

■耳や言葉の不自由なお客さまへ

■「SBI損保の手話・筆談サービス」をご利用ください。手話、筆談、文字チャットによる通訳サービスです。 ♣ https://www.sbisonpo.co.jp/inquiry/plusvoice/

[水色の文字]の用語については、上記 用語のご説明 をご参照ください。

契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み 契約概要

基本となる補償、自動的にセットされる主な補償・特約、ご希望によりセットすることができる主な特約は以下のとおりです。 なお、★は記名被保険者が個人、☆は記名被保険者が法人のご契約にのみセットすることができる特約です。

	相手方への補償	ご自身・搭乗者の方への補償	お車の補償	その他の主な特約
基本と なる補償	対人賠償保険対物賠償保険	人身傷害保険 搭乗者傷害保険	車両保険	
自動的にセット		自損傷害保険 (※1) 無保険車傷害保険	車両無過失事故に 関する特約	★他の自動車運転危険補償特約☆臨時代替自動車補償特約被害者救済費用等補償特約
任意で セット	対物差額修理費用補償特約	★人身傷害車外危険 補償特約 (※2)	自動車相互間衝突危険 「車両損害」補償特約 + 車両危険限定 補償特約(A)(※3) 車両損害に関する レンタカー費用補償特約 全損時諸費用 保険金特約	★ファミリーバイク特約(人身傷害型) ★ファミリーバイク特約(自損傷害型) 弁護士費用等補償特約 ★自転車事故補償特約 ★自宅・車庫等修理費用補償特約 ★車内外身の回り品補償特約 ☆車両積載動産補償特約 ★個人賠償責任危険補償特約

- ※1 人身傷害保険をセットしない場合に自動的にセットされます。
- ※2 人身傷害保険の補償種類で「自動車事故補償」を選択するとセットされます。
- ※3 車両保険の種類で「車対車+限定A」を選択すると、この2つの特約がセットされます。

2. 主なサービス

総合自動車保険にご契約いただいたお車は「SBI損保安心ロードサービス」をご利用になれます。ご利用にあたっては一定の 条件があります。

*本サービスは、弊社の提携会社がご提供いたします。本サービスの内容は、予告なく変更・中止することがありますので、あらかじめご了承くだ さい。サービスの詳細は弊社Webサイトに掲載しております「サービスガイド」をご確認ください。

3. 主な補償内容・運転者の範囲等

1 主な補償内容・特約

契約概要 注意喚起情報



Ⅰ 4. 1 主な補償内容・特約

主な補償内容・特約の「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」は、以下に記載のとおりです。

	補償項目	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合				
相手方	対人賠償保険	契約自動車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等で支払われる保険金を超える部分に対して保険金をお支払いします。	・契約自動車を運転中の方、その父母、配偶者、 お子さまが死傷された場合 ・台風、洪水、高潮によって生じた損害 等				
への補償	対物賠償保険	契約自動車の自動車事故により、他人の財物を 損壊させた場合または電車等を運行不能にさせ た場合で、法律上の損害賠償責任を負担する場 合に保険金をお支払いします。	・契約自動車を運転中の方、その父母、配偶者、お子さまが所有・使用・管理する財物の損害・台風、洪水、高潮によって生じた損害 等				

	補償項目	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合			
ご自身・ 搭乗者の 方への 補償	人身傷害保険	自動車事故により、 契約自動車 に乗車中(※1)の 方が死傷された場合、保険金額の範囲内でその 実際の損害額に対して 保険金 をお支払いします。	・無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影 で正常な運転ができない場合に、その本人に			
	搭乗者傷害保険	契約自動車の自動車事故により、契約自動車に乗車中の方が死傷された場合、ご契約時に取り決めた条件(※2)に基づいて保険金をお支払いします。	│ いて生じた損害 ・被保険者の重過失によって生じた損害 ・被保険者が、契約自動車の使用について、正当 な権利を有する方の承諾を得ないで乗車中に生			
	自損傷害保険	契約自動車の自動車事故で契約自動車に乗車中の方が死傷された場合で、自賠責保険等が適用されない場合に、保険金をお支払いします。	じた損害 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 によって、その本人に生じた損害			
	無保険車傷害保険	賠償能力が十分でない無保険車との事故により、 契約自動車に乗車中(※1)の方が死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。	(無保険車傷害保険の場合:上記に加え、台風、 洪水、高潮によって生じた損害) 等			
お車の 補償	車両保険	契約自動車が偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。詳しくは「2車両保険の補償範囲と自己負担額」をご覧ください。補償範囲が広い「一般車両」と補償範囲が一部限定された「車対車+限定A」があります。	・無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影響で正常な運転ができない場合の損害 ・契約者、被保険者の重過失によって生じた損害・詐欺または横領によって生じた損害・契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび、その他自然の消耗・故障損害・タイヤの単独損害 等			

【共通】その他保険金をお支払いできない主な場合

- ・戦争、武力行使、革命、内乱等の事変、暴動、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害
- ・契約者または被保険者等の故意によって生じた損害
- ・契約自動車を競技、曲技のために使用することまたは競技、曲技を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 等 ※1 記名被保険者が個人のご契約では、人身傷害保険の補償種類が「自動車事故補償」の場合または無保険車傷害保険において、以下の(a)~(c)の方は歩行中や契約自動車以外の一定の条件を満たすお車に乗車中も補償の対象となります。

人身傷害保険で補償種類が「契約自動車搭乗中のみ補償」の場合は、契約自動車に乗車中のときに補償が限定されます。

- (a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の配偶者 (c) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子
- ※2 搭乗者傷害保険の医療保険金は、入院または通院をした日数の合計が5日以上となった場合に10万円を、5日未満の場合には1万円を定額で支払います。

特約名	特約の概要
他の自動車運転危険補償特約	記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚の子が一時的に借りた他人のお車(※)を運転中の事故でも、お客さまからのお申し出に応じて、借りたお車の保険に優先して契約自動車の契約内容に従い保険金をお支払いします。 ※「自家用8車種」に限ります。
対物差額修理 費用補償特約	対物賠償事故における相手自動車の修理費が時価額を上回った場合、修理費と時価額の差額に過失割合を乗じた額(50万円限度)をお支払いします。
自転車事故補償特約	記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚の子が自転車で走行中または搭乗中に生じた事故により、法律上の損害賠償責任を負担した場合や乗車中の方が死傷された場合に保険金をお支払いします。 *制動装置(ブレーキ等)を備えていない自転車を運転中に生じた事故に対しては、傷害保険金をお支払いしません。

*特約によっては、一定の条件で自動セットとなる場合があります。詳しくは「1. 商品の仕組み」をご参照ください。

2 車両保険の補償範囲と自己負担額

契約概要

注意喚起情報

①車両保険の補償範囲

車両保険種類には、補償範囲が広い「一般車両」と補償範囲を一部限定した「車対車+限定A」(※)の2とおりがあります。 ※「車対車+限定A」とは、「自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約」および「車両危険限定補償特約(A)」をセットした車両保険をいいます。

【「一般車両」と「車対車+限定A」の補償内容】

バイクとの衝 突・接触やあ て逃げによる 損害 損害		飛び石による 損害、窓ガラ スの損害	火災・爆発・台 風・洪水・高潮 等による損害	盗難・落書き・ いたずらによ る損害	自動車以外の電柱・建物・自転車・動物等との衝突・接触による損害	転覆・墜落による損害	地震・噴火・これらによる津 波による損害				
一般車両							×				
車対車+限定A					×	×	×				

②車両保険の自己負担額

車両保険では車両自己負担額があり、増額方式(*)と定額方式よりお選びいただきます。ご契約の車両自己負担額につきましては、お申込時にご確認ください。詳しくは、SBI損保サポートデスクまでお問い合わせください。

※増額方式とは、2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故のものより高い金額になる方式をいいます。

「●|:補償されます。「×|:補償されません。

3 補償される運転者の範囲

契約概要

注意喚起情報



Ⅲ 運転される方の範囲・年齢条件チェック!

(1) 記名被保険者が個人のご契約

補償の対象となる運転者は、「運転者限定特約」および「家族運転者等の年齢条件に関する特約」により範囲を限定することができます。 **契約自動車**を運転される方に合わせて補償される運転者の範囲をご設定ください。

①運転者限定特約

下表の「運転者限定の区分」のとおりに運転者を限定することにより保険料を割り引くことができます。運転される方の範囲に応じて下表の運転者限定の区分をご設定ください。

②家族運転者等の年齢条件に関する特約

ご家族等の運転者の年齢に応じて以下の(a)~(c)の年齢条件を設定することにより保険料を割り引くことができます。下表のA~Dに該当する最も若い運転者の年齢に応じて年齢条件をご設定ください。(a)年齢を問わず補償 (b)21歳以上補償 (c)26歳以上補償

【補償される運転者の範囲】

「●」: 補償されます。「×」: 補償されません。

	運転される方								
	建転される力	本人限定	本人・配偶者限定	家族限定	限定なし				
A	記名被保険者								
В	Aの配偶者	×				運 転 者 の 年齢条件を			
C	C AまたはBの同居の親族	×	×			毎 題用します。			
D	△~Cの方が営む事業に 従事中の使用人	×	×	×					
B	AまたはBの 別居の未婚の子	×	×		•	年齢条件を 設定していても、			
	△∼■以外の方	×	×	×		年齢を問わず 補償されます。			

(2) 記名被保険者が法人のご契約

「運転者の年齢条件に関する特約」により、補償の対象となる運転者の年齢条件を設定し保険料を割り引くことができます。 契約自動車を運転される最も若い方の年齢に応じて、以下の(a)~(c)の年齢条件をご設定ください。

- (a)年齢を問わず補償 (b)21歳以上補償 (c)26歳以上補償
- *記名被保険者が法人のご契約では「運転者限定特約」をセットすることができません。

4 補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

次の保険・特約などについては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、保険・特約の対象となる事故について、基本的にどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約の際は、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、保険・特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

なお、1契約のみにこれらの保険・特約をセットした場合、その保険契約を解約したときや継続しなかったとき、家族状況の変化(同居から別居への変更等)があったときに、保険・特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- ・人身傷害保険(自動車事故補償)(※) ・ファミリーバイク特約 ・自転車事故補償特約 ・個人賠償責任危険補償特約
- ・弁護士費用等補償特約 ・自宅・車庫等修理費用補償特約 ・車内外身の回り品補償特約
- ※2台目以降の、契約者本人またはご家族が所有されているお車については、補償種類を「契約自動車搭乗中のみ補償」に設定し、2台目 以降のそのお車に搭乗中の事故に限定していただくことで補償範囲の重複部分をなくすことができます。

5 保険金額の設定 契約概要 1 4.5 保険金額の設定について

保険金額は、補償の項目ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。実際に契約する保険金額については、 申込画面等の「保険金額」欄でご確認ください。

6 保険期間および補償の開始時間・終了時間 👢

契約概要

注意喚起情報



I 4. 8 保険期間および補償の開始時期・終了時間

- 保 険 期 間:1年間
- 補償の開始:保険始期日の午後4時(これと異なる時刻が申込画面等に記載されている場合はその時刻)
- 補償の終了:保険満期日の午後4時

4. 保険料の決定の仕組みとお支払方法等

1 保険料の決定の仕組み

契約概要



| 5. 1 保険料の決定の仕組み

保険料は次のような要素から決定されます。 お客さまが実際に契約する保険料は、申込画面等の「保険料」欄でご確認ください。

- ・1等級~20等級の区分および事故有係数適用期間により保険料が割引・割増される制度を採用しています。
- 前契約がない場合は6(S)等級(純新規契約)となります。また、事故有係数適用期間は0年となります。
- **者が個人のご契約で、2台目以降の自動車保険を新たに契約する場合、** 11等級以上のご契約に 既に加入されているなど、 一定の適用条件を満たすときは7(S)等級(複数所有新規契約)となります。また、 事故有係数適用期間は0年となります。
- 前契約が1年間無事故の場合は翌年の等級が「1等級」上がり、事故があった場合は事故件数1件につき「1等級」 または「3等級」下がります。
- ・保険始期日が前契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日を超えた日である場合や前契約が解除となっ た場合は、7等級以上の等級の継承はできません。
- ・等級を引き継ぐことができるのは、保険始期日時点で記名被保険者が以下のいずれかの方の場合です。

 - ・前契約の記名被保険者 ・前契約の記名被保険者の配偶者 ・前契約の記名被保険者の配偶者 ・前契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

等級別料率制度

- *上記にかかわらず1~5等級、または事故有係数適用期間1~6年については、以下の場合に等級または事故有係数 適用期間を継承することがあります。
 - ・前契約の満期日または解約日の翌日から起算して13か月以内の場合
- ・自動車の買替えに際し新たな自動車を取得した時点で買替え前の契約を解約していない場合
- ・等級を引き継ぐことができない方に記名被保険者を変更した場合で車両の譲渡の事実が客観的に確認できないとき (たとえば車検証上の所有者に変更がない場合)

●ノンフリート等級の情報交換制度について

自動車保険では、過去の保険事故の実績を保険料の割増引に反映させて等級を適用する等級別料率制度を 採用しています。前契約等が他の損害保険会社であっても、過去の保険事故の実績による等級および事故有 係数適用期間を適用します。この等級別料率制度の適切な運用を図るため、損害保険各社間では情報交換を行っています。情報交換制度によって、ご契約後に前契約等情報の確認を行います。万一、ご申告いただい た前契約等情報に誤りがあることが判明した場合は、保険始期からご契約内容を訂正していただきます。訂正にあたり保険料の返還もしくは追加のお支払い、確認資料をご提出いただく場合があります。お手続きに 応じていただけない場合はご契約を解除させていただくことがあります。

記名被保険者 年齢別料率

記名被保険者が個人のご契約で、運転者年齢条件を「21歳以上補償」または「26歳以上補償」とされた場合は、 保険始期日の記名被保険者の年齢に基づき料率区分を適用します。

記名被保険者の 運転免許証の色

記名被保険者が個人のご契約の場合は、保険始期日の**記名被保険者**の運転免許証の色に基づき料率区分を適 用します。

地域別料率

記名被保険者がお住まいの地域(法人のご契約の場合は契約自動車を主に保管されている地域)に基づき料率 区分を適用します。

型式別 料率クラス制度

自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の保険料体系は、車両・対人賠償・対物賠償・傷害の補償内容ごとの「型 式別料率クラス制度」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。 この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています お客さまご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険 料は前年より高くなることがあります。

契約自動車

・契約自動車の使用目的・契約自動車の過去1年間の年間走行距離

各種割引

ご契約条件によって、割引が適用されます。 ・新車割引 ・セーフティ・サポートカー割引 ・インターネット割引 ・証券不発行割引

保険料のお支払方法

契約概要





Ⅰ 5. 2 保険料のお支払方法

「●」:選択できます。 「−」:選択できません。

支払方法 払込方法	クレジットカード払 (※1)	コンビニエンス ストア払	スマート コンビニ払	ネットバンク決済 (※2)	銀行振込
一括払					
月払		_	_	_	_

- ※1 契約者が個人の場合は、本人または同居の親族名義、法人の場合は契約者である法人または代表者名義のクレジットカードのみご利用になれます。
- ※2 契約者が個人の場合は、本人または同居の親族名義、法人の場合は契約者である法人名義の口座に限ります。

3 保険料の不払時の取り扱い

注意喚起情報

①一括払の場合

保険料は、所定の払込期限までにお払込みください。払込みがない場合、保険料を領収する前に生じた事故については保険 金をお支払いしません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

②月払の場合

第2回目以降の**保険料**は、所定の払込期日までにお払込みください。払込期日の属する月の翌々月20日までに払込みがない場合 は、その払込期日の翌日以降に生じた事故については保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。 *ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。

4 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

\coprod

契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(申込画面等への申告における注意事項) 注意喚起情報

契約者または記名被保険者(車両保険の被保険者を含みます。)には、ご契約時に弊社が求めた告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務があります。事実と異なる回答をされた場合や正しい内容への訂正に応じていただけない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。申込画面等の内容を必ずご確認ください。なお、次の告知事項のうち、★は記名被保険者が個人のご契約、☆は記名被保険者が法人のご契約に該当し、マークがないものはいずれにも該当する項目です。

	主な告知事項							
記名被保険者に	①記名被保険者の個人							
ついて	②記名被保険者の生年月							
	⑤契約自動車の用途・ 							
	⑥契約自動車の型式 ○対象を対するまた。	①契約自動車の過去1年間の年間走行距離						
	②契約自動車の車台番号							
	⑧契約自動車の使用目的 ※契約自動車の次準の							
	⑨契約自動車の改造の※1 有偿の / または貨物	月無 を運送するために使用するお車の場合は弊社ではご契約できません。						
	1000 1000	を建とするために使用するの単の場合は発在ではこ実前できません。 lは、下表の区分を基準にご設定ください。 契約自動車 の使用目的により 保険料 が異なります。						
契約自動車に								
ついて	使用目的	判断の基準						
	業務使用	契約自動車を年間(※2)を通じて月平均15日以上業務(仕事)に使用する場合						
Ⅲ 使用目的チェック!	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、 契約自動車 を年間(※2)を通じて月平均15日以上通勤・通学 (もよりの駅等への送迎を含みます。)に使用する場合						
	日常・レジャー使用	「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合						
	※2「年間」とは、保険始期	- 明日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更する場合は、その時点から1年間						
	をいいます。							
	・契約自動車の過去1年間の年間走行距離は、次の5区分からご設定ください。							
	(1)3,000km以下 (2)3,000km超 5,000km以下 (3)5,000km超 10,000km以下							
		000km以下 (5)15,000km超						
	101111011101111111111111111111111111111	見、中断再開のご契約には走行距離区分は適用されません。						
		解約し、または保険会社から解除され、更新しなかった自動車保険契約があるかどうか						
		率(※3)の適用を保険会社から通知されたことがあるかどうか 						
	⑯ <mark>契約自動車</mark> について、今回のご契約と保険期間が重複する自動車保険契約があるかどうか ⑰過去13か月以内に満期を迎えて更新しなかった自動車保険契約があるかどうか							
前契約・他の契約について								
12 2010		⑱ <mark>前契約</mark> のノンフリート等級および事故有係数適用期間 ⑲ <mark>前契約</mark> の事故件数と事故の種類(※4)						
	※3 弊社でお引き受けした契約であるかを問わず、保険金請求に詐欺行為があった場合、または酒酔い運転、無免許運転、							
	麻薬等運転による保険事故を複数回起こした場合に適用される保険料率です。							
	※4 ご契約期間中の事故件数等によっては、今回あるいは次回のご契約のお引き受けを制限させていただく場合があります。							
		含めて、 <mark>契約者</mark> が所有・使用する自動車の総契約台数(他社契約を含み、共済契約は除						
契約者について	く)が10台以上あるかどうか(※5) ※5、10台以上ある場合は、フリート初約考となり戦壮ではご初約できません。また、今回のご初約締結時点で10台以上な							
	※5 10台以上ある場合は、フリート契約者となり弊社ではご契約できません。また、今回のご契約締結時点で10台以上がかったとしても、前契約の保険期間中に10台以上となり、フリート契約者であった場合も同様に弊社でご契約できません。							
# Laster 1 1 1 1	· 契約自動車 の初度登録							
告知事項以外に	・契約自動車の初度豆琢平月 ・契約自動車のオドメーターの確認日							
ご申告いただく事項	事 項以外に ・ 切約自動車のオドメーターの値 ・ 初約自動車のオドメーターの 確認ロ							

2. クーリング・オフ(ご契約申込みの撤回) 注意喚起情報

総合自動車保険は、クーリング・オフの対象外となります。



通知

事項

契約締結後におけるご注意事項

1. 诵知義務等 注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金を お支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。なお、次の通知事項のうち、★は記名被保険者が個人のご契約、 ☆は**記名被保険者**が法人のご契約に該当し、マークがないものはいずれにも該当する項目です。また、通知事項に定める変更が 生じ、弊社にご通知いただいた場合であっても、変更後の内容が弊社の引受条件の範囲外(「〇〇 10 で契約いただける条件」 をご参照ください。)となった場合には、ご契約を解約していただくことや、弊社よりご契約を解除することがあります。

- ①記名被保険者の個人・法人区分に変更があったとき
- ②記名被保険者の住所に変更があったとき★
- ③契約自動車の用途・車種が変更になったとき
- ④契約自動車の使用目的が変更になったとき
- ⑤契約自動車を改造したとき
- ⑥契約自動車を有償で人または貨物を運送するために 使用することになったとき
- ②契約自動車の主な保管場所(都道府県)に変更があったとき☆
- ⑧契約自動車の車検証の「自家用・事業用の別」の記載が「事業 用」に変更になったとき
- ⑨フリート契約者に該当することになったとき(*)
- ※契約者が所有・使用する自動車の総契約台数(他社契約を含み、 共済契約は除く)が10台以上になったとき

また、ご契約後、次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となりますので直ちに弊社Webサイト(マイページ) にてお手続きいただくか、SBI損保サポートデスクまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金のお支払いができないこ とがあります。

	契約内容の変更等が必要な場合								
お車の保険価額に関する事項	契約自動車の改造や付属品等の脱着により、お車の価額が著しく増加または減少するとき								
買い替えや廃車・譲渡等に 伴う契約自動車の入替	②買い替えにより <mark>契約自動車</mark> の入替をするとき ③廃車・譲渡等により <mark>契約自動車</mark> の入替をするとき								
契約者・記名被保険者・ 所有者に関する事項	④契約者の交代や住所・氏名等を変更するとき ⑥所有者の交代や住所・氏名等を変更するとき ⑤記名被保険者の交代や氏名等を変更するとき								
その他の変更	・年齢条件の変更 ・運転者範囲の変更 ・補償または特約の追加・削除 ・保険金額の増額・減額 ・車両保険の種類の変更 等 *日付をさかのぼっての変更はできません。								

2. 解約返れい金 契約概要 ||注意喚起情報|

ご契約を解約する場合は、弊社Webサイト(マイページ)にてお手続きいただくか(契約者が個人の場合に限ります。)、SBI 損保サポートデスクまでご連絡ください。解約返れい金の基本的な計算方法は以下のとおりです。

一括払 解約返れい金=年間適用保険料(※1)×(1-既経過期間(※2)に対応する短期料率)

月払 解約返れい金(※3)=年間適用保険料(※1)×(1-既経過期間(※2)に対応する月割)-未払込分割保険料

- ※1 ご契約内容に変更があった場合には、変更後の条件に基づき計算します。 ※2 既経過期間とは、保険始期日から解約日までの期間をいいます。
- ※3 解約返れい金がマイナスとなる場合には、追加の保険料をご請求します。

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	12か月 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
月割	1/12	1/12	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

月払のご契約を解約する場合、既経過期間(※2)に応じてお払込みいただくべき**保険料**の払込状況などにより、追加の**保険** 料をご請求することがあります。

3. ご契約の中断制度 注意喚起情報

満期日や解約日の翌日から7日以内に継続して契約しない場合は、原則としてその契約の等級は次の契約に継承されません。 ただし、一定の条件を満たすときにはご契約を一旦中断し、次回新たに契約する際に中断前の契約の等級を適用できる「中断 制度」を利用できます。この制度を利用するには、ご契約の解約日または満期日の翌日から5年以内に中断証明書の発行をご 請求いただく必要がありますので、弊社Webサイト(マイページ)にてお手続きいただくか、SBI損保サポートデスクまでご連 絡ください。

主な場合

中断制度がご利用できる ○保険期間中に契約自動車を廃車、譲渡、リース業者への返還等で手放した場合や契約自動車が盗難された場合

○保険期間中に契約自動車の車検が切れて使用できなくなった場合 ○記名被保険者が海外へ渡航する場合

その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限 注意喚起情報

弊社の取扱代理店は保険契約の締結の媒介を行うもの で、保険契約締結の代理権および告知(通知)受領権はあ りません。保険契約は契約者からのお申込みに対して弊社 が承諾したときに有効に成立します。

2. 保険会社破綻時等の取り扱い 注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合等、業務または財 産の状況が変化したときは、保険金、解約返れい金等の 支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されたりする場 合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の 補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れ い金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以 内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。

3. 個人情報の取り扱いについて 注意喚起情報

弊社は、本保険契約に関する個人情報を、保険引受の審 査・履行、本保険契約の管理・履行、円滑かつ適切な保険 金の支払い、再保険契約の締結や再保険金の請求、付帯 サービスの提供、弊社・SBIグループ企業および提携先の 各種商品・サービスの案内、アンケートの実施等の目的を 達成するために必要な範囲内で利用します。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情 報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切 な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、利用目的の達成に必要な範囲内で、保険代理店を 含む委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関 係先等に提供することがあります。

弊社は、法令に基づく場合やSBIグループ企業および他 の保険会社等との間で共同利用を行う場合を除いて、ご本 人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

なお、弊社は、お電話またはインターネットを通じてご申告 いただいた内容について、録音・記録・保存を行っています。

詳しくは、 弊社Webサイト(https://www.sbisonpo. co.jp)の「個人情報保護方針」をご覧ください。

4. 重大事中による解除

契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方が、暴力団 関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場 合、保険金の受取りを目的として事故を発生させた場合、 保険金の請求について詐欺がある場合またはこれらと同程 度に信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大 な事中が生じた場合については、ご契約を解除し、保険金 をお支払いできないことがあります。



その他ご留意いただきたいこと 4. 保険契約の解除等について

ご契約のお引き受けについて

過去の事故の発生状況等によっては、弊社規定によりご契 約のお引き受け・ご継続をお断りすることやご契約条件を制 限させていただくことがあります。

事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「総合 自動車保険普通保険約款・特約」に定める書類のほか、「ご 契約のしおり」の【保険種目別 保険金請求時に必要となる 書類一覧表】に記載の書類等をご提出いただく場合があり ます。



Ⅲ 4. 保険金請求の際に必要な書類について

注意喚起情報

指定紛争解決機関

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

03-4332-5241 受付時間 9:15~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のWebサイトをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)